

# 衆議院安全保障委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 9 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

## 1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 中曽根康隆君（自民）（理事宮路拓馬君昨 8 日委員辞任につきその補欠）

## 2 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 14 号）

- ・木原防衛大臣、辻外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）和田義明君（自民）、中川宏昌君（公明）、重徳和彦君（立憲）、屋良朝博君（立憲）、  
篠原豪君（立憲）、浅川義治君（維教）、赤嶺政賢君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 和田義明君（自民）

#### （1） 統合作戦司令部の設置

ア 統合作戦司令官への権限集中により文民統制が侵されるのではないかと指摘についての木原防衛大臣の認識

イ これまでの統合幕僚長の役割を統合作戦司令官と分担できるようになることは我が国の安全保障上大きなメリットであるとの認識についての木原防衛大臣の見解

ウ 同司令部の設置に向けた木原防衛大臣の意気込み

#### （2） 次期戦闘機の国際共同開発

ア 次期戦闘機を国際共同開発する意義

イ 防衛装備移転を進めるために経済産業省や財務省を含む関係省庁に加え金融機関や商社等を含む民間企業が参加する官民一体の体制を構築する必要性

### 中川宏昌君（公明）

#### 防衛省設置法改正案

ア 統合作戦司令部と統合幕僚監部との関係性及び役割分担

イ 統合作戦司令官に求められる能力・適性及び同司令部の今後の人員増強の方針

ウ 次期戦闘機の国際共同開発のために設置される国際機関 G I G O の役割及び我が国の要求性を実現するための政府の取組

エ 海上自衛隊地方隊の改編の意義

### 重徳和彦君（立憲）

#### （1） 次期戦闘機の第三国への直接移転

ア 我が国が平和国家であることの国際社会への浸透状況についての木原防衛大臣の認識

イ 次期戦闘機の第三国への直接移転の解禁は平和国家としての我が国のブランドを損なう危険性をはらんでいるとの考えに対する木原防衛大臣の見解

ウ 当初の方針を転換し英国及びイタリアから求められて第三国への直接移転を認めることとなった経緯

エ 10 年後の移転の際に閣議決定しても歯止めにはならないとの指摘に対する木原防衛大臣の見解

オ 英国又はイタリアがウクライナやポーランドへの次期戦闘機の輸出を望んだ場合に日本がこれを阻止できる可能性

(2) 能動的サイバー防御

- ア サイバー攻撃が行われた際に通信事業者の判断で通信を遮断することの可否及びその場合の違法性阻却事由
- イ 通信事業者が自身の設備やサービスではなくその利用者である一般国民を守るために通信を遮断する場合は違法性が阻却されないとの認識の当否
- ウ サイバー攻撃から一般国民を保護する役割を担う主体及び果たせる役割の内容
- エ ドイツでは連邦共和国基本法において自由で民主的な秩序の維持や安全保障を目的とする通信の秘密の制限が可能とされていることについての内閣官房の所見
- オ 我が国の法整備に際し刑事目的又は司法目的での通信傍受は決して認められないことを明確にする必要性
- カ ドイツで行われているような政府による通信の秘密の制限に対する議会の監視を導入する必要性

**屋良朝博君（立憲）**

(1) 次期戦闘機の国際共同開発

- ア 次期戦闘機の第三国移転の具体的内容は未定であるとの認識の当否
- イ 次期戦闘機を第三国に輸出する意思の有無
- ウ 政府は次期戦闘機を第三国に輸出することを前提として2度の閣議決定等の歯止めを設けて移転の仕組みを整備したとの認識の当否
- エ 第三国への移転は国際共同開発に向けた英国及びイタリアとの交渉の過程で浮上したとの認識の当否
- オ 防衛装備品の第三国移転を閣議決定で決めるのではなく第三国移転のための法律を作成し国会で議論する必要性

(2) 沖縄県うるま市における陸自訓練場建設計画

- ア 国の事業の予算要求に際しては地元の同意が必要条件であるとの認識の当否
- イ 本計画の予算の概算要求に際しての地元の市長又は自民党県連による同意の有無
- ウ 本計画のために取得した土地の新たな利用方法から陸自訓練場を除外しない理由及び新たな利用方法を検討する際の地元の交渉相手

**篠原豪君（立憲）**

(1) 次期戦闘機の国際共同開発

- ア 次期戦闘機の開発を自主開発とする選択肢の検討の有無及び今後の開発も自主開発ではなく共同開発が原則となる可能性並びに米国ではなく英国及びイタリアとの共同開発に至った理由
- イ 2006（平成18）年締結の米国との武器及び武器技術の供与取極が共同開発に及ぼす影響
- ウ 次期戦闘機と一体で運用される無人機を英国及びイタリアとではなく米国と共同研究することに合意したとの認識の当否及び両開発を切り離す理由

(2) 統合作戦司令部の設置

- ア 同盟調整メカニズムにおける共同運用調整所（BOCC）が東京（統合幕僚監部）とハワイ（インド太平洋軍司令部）との遠方で部隊運用を調整する現状を日米双方が不十分と認識しているとの考えについての木原防衛大臣の見解
- イ 共同計画策定委員会（BPC）の役割及び統合作戦司令部の設置に伴うBPCの役割変更の内容
- ウ 2022年に横田基地に設置された日米共同情報分析組織（BIAC）と共同計画策定メカニズムにおけるBPCの関係
- エ 米インド太平洋軍の司令部を日本に新設する案が報じられている日米間の運用調整の在り方についての日本政府の方針

- オ 自衛隊と米軍のC4ISR（指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察）のネットワークを相互運用性の確保のために統合することについての木原防衛大臣の見解
- カ 有事において日米韓で連携をとる場合の自衛隊と韓国軍の基本的な関係
- キ 統合作戦司令部の新設により中央と部隊の将官の定員が不均衡になる可能性及び同司令部の新設により付加される将官の定員数

#### 浅川義治君（維教）

- (1) 我が国の安全保障環境を踏まえた「平和」についての木原防衛大臣の見解
- (2) 統合作戦司令部の設置
  - ア これまで統合作戦司令部が創設されなかった理由
  - イ 統合作戦司令部を創設することについての米国からの要請の有無
  - ウ 我が国が独自の政策判断で創設を決定したとの認識の可否
- (3) 予備自衛官補制度
  - ア 教育訓練を修了できずに予備自衛官に任用されない者の年間における数
  - イ 教育訓練の修了期限の到来により過去に任官を断念した者が再度数日の訓練を受け、遡って予備自衛官に任官できるようにする制度の検討の有無
- (4) 貸費学生制度
  - ア 学資金月額5万4千円の積算根拠
  - イ 物価高騰を考慮し学資金額の引上げを検討する必要性
- (5) 次期戦闘機の国際共同開発
  - ア 次期戦闘機の第三国移転を可能とした場合に見込まれる量産効果
  - イ 次期戦闘機開発において無人機の開発を行う計画の有無
- (6) 米国防省によるUFO探知機「グレムリン」の開発
  - ア 開発における米国と防衛省・自衛隊との連携の有無
  - イ 自衛隊の基地周辺にも探知機を配備する必要性
- (7) ドローンから自衛隊空母「いずも」を撮影したとされる中国動画投稿サイトへの投稿動画
  - ア 当該動画の存在を防衛省が把握した時期
  - イ 本日時点における捏造か否かの分析結果の有無
  - ウ 「いずも」上空をドローンが飛行した場合の基地警備による感知の可否
  - エ 首相官邸の上空をドローンが飛行した場合の警察による感知の可否
  - オ ドローンを自動的に感知できる装置の自衛隊基地又は「いずも」自体への配備の有無

#### 赤嶺政賢君（共産）

- (1) ライセンス生産品の海外移転
  - ア 「米国は『現に戦闘が行われていると判断される国』ではない」という林官房長官の発言についての木原防衛大臣の認識及び米国が当該国でないとする根拠
  - イ 米国が「現に戦闘が行われていると判断される国」ではないとする具体的な根拠を示す必要性
  - ウ 自国の領域外で戦闘を行っている米国に対するライセンス生産品の輸出の可否
  - エ 自国の領域内での戦闘の有無が「現に戦闘が行われていると判断される国」の要件であるとの認識の可否
- (2) 次期戦闘機の海外移転
  - ア 次期戦闘機の第三国移転の要件である「現に戦闘が行われていると判断される国」か否かについてもライセンス生産品の輸出と同様に判断する方針の有無
  - イ イスラエルが「現に戦闘が行われていると判断される国」とされる根拠及び米国との相違点

- ウ 「現に戦闘が行われていると判断される国」の判断基準を明確にする必要性
- エ 次期戦闘機はマルチロール機として開発されるとの認識の当否
- オ 輸出した次期戦闘機の用途は当該輸出先国の判断次第であるとの認識についての木原防衛大臣の見解
- カ 次期戦闘機に長射程ミサイルを搭載できるようにする考えの有無
- キ 敵基地攻撃能力を備えた次期戦闘機の輸出は国際紛争を助長することになるのではないかとの懸念についての木原防衛大臣の見解